

全国漁業信用基金協会

定 款

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 本協会は、中小漁業融資保証法（昭和 2 7 年法律第 3 4 6 号。以下「法」という。）に基づき、金融機関の中小漁業者等に対する貸付け等についてその債務を保証することを主たる業務とし、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的とする。

（業務）

第 2 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（1） 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金の借入れ（ハに掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。）をすることにより金融機関に対して負担する債務の保証

イ 漁業近代化資金

ロ 沿岸漁業改善資金

ハ イ及びロに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金

（2） 水産業協同組合法（昭和 2 3 年法律第 2 4 2 号）第 1 1 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託（沖縄振興開発金融公庫にあっては沖縄振興開発金融公庫法（昭和 4 7 年法律第 3 1 号）第 1 9 条第 1 項第 4 号の規定による貸付けの業務に係るものに限る。）を受けて中小漁業者等（水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に限る。以下この号において同じ。）に対する貸付けを行った場合であって、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が中小漁業者等の当該借入れによる債務を保証することとなるときのその保証債務の保証

（3） 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 5 1 年法律第 4 3 号）第 4 条第 1 項の認定に係る同項の改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付けを行う金融機関に対する当該貸付けに必要な資金の供給

（4） 前 3 号に掲げる業務に附帯する業務

2 前項の「中小漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

（1） 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人

（2） 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であってその常時使用する従業者の数が 3 0 0 人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が 3 0 0 0 トン以下であるもの

- (3) 水産加工業を営む個人
- (4) 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であってその常時使用する従業者の数が 3 0 0 人以下であるもの又はその資本金の額若しくは出資の総額が 1 億円以下であるもの
- (5) 水産業協同組合（信用漁業協同組合連合会及び信用水産加工業協同組合連合会を除く。）
- (6) 水産業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、(1)に掲げる者（漁業を営む個人に限る。以下この項において同じ。）若しくは(2)から(5)までに掲げる者又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出しているもの（漁業又は水産加工業を行うものを除く。）
- (7) 水産物の保蔵、運搬又は販売の事業その他の水産業の振興に資する事業を主たる事業として営む会社であって、(1)から(5)までに掲げる者が、株式会社にあつては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 8 7 9 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有し、持分会社（同法第 5 7 5 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあつては業務を執行する社員の過半を占めているもの（漁業又は水産加工業を営むものを除く。）
- (8) 法人でない団体（漁業又は水産加工業を営むものにあつては、その事業に常時従事する者の数が 3 0 0 人以下であるものに限る。）であって、(1)から(4)までに掲げる者がその主たる構成員となっているもの

(名称)

第 3 条 本協会は、全国漁業信用基金協会という。

(区域)

第 4 条 本協会の区域は北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県一円の区域とする。

(事務所の所在地)

第 5 条 本協会の主たる事務所は、東京都台東区に置く。また、従たる事務所は、北海道札幌市、青森県青森市、岩手県盛岡市、秋田県秋田市、山形県酒田市、福島県いわき市、茨城県水戸市、千葉県千葉市、東京都港区、神奈川県横浜市、新潟県新潟市、富山県富山市、石川県金沢市、静岡県静岡市、愛知県名古屋市、三重県津市、福井県福井市、滋賀県大津市、京都府舞鶴市、大阪府大阪市、兵庫県明石市、和歌山県海南市、鳥取県鳥取市、島根県松江市、岡山県岡山市、広島県広島市、山口県下関市、徳島県徳島市、香川県高松市、愛媛県松山市、高知県高知市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、熊本県熊本市、大分県大分市、宮崎県宮崎市、鹿児島県鹿児島市及び沖縄県那覇市に置く。

（農林中央金庫への加入等）

第6条 本協会が農林中央金庫に加入し、又は脱退しようとするときは総会の議決を経なければならない。

2 本協会が独立行政法人農林漁業信用基金に出資し、又は同基金に対する持分の全部の譲渡をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

（公告）

第7条 本協会の公告は、法又は他の法律の規定により行う公告については官報に掲載し、それ以外の場合は、本協会の掲示板に掲載して、これをする。

2 前項の公告の内容は、必要があるときは、日本経済新聞に掲載して、これをする。

（規約）

第8条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、業務の執行、会計その他必要な事項は、総会の議決を経て規約で定める。

第2章 会 員

（会員の資格）

第9条 本協会の区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等及び協会の区域の全部又は一部をその区域とする地方公共団体は、本協会の会員になることができる。

2 前項に規定する者のほか、本協会と保証契約を結んでいる次の金融機関は、本協会の会員となることができる。

- （1） 農林中央金庫
- （2） 北海道信用漁業協同組合連合会
- （3） 東日本信用漁業協同組合連合会
- （4） 福島県信用漁業協同組合連合会
- （5） 京都府信用漁業協同組合連合会
- （6） なぎさ信用漁業協同組合連合会
- （7） 西日本信用漁業協同組合連合会
- （8） 広島県信用漁業協同組合連合会
- （9） 徳島県信用漁業協同組合連合会
- （10） 愛媛県信用漁業協同組合連合会
- （11） 九州信用漁業協同組合連合会
- （12） 株式会社青森みちのく銀行
- （13） 株式会社岩手銀行
- （14） 株式会社東北銀行
- （15） 株式会社北日本銀行
- （16） 株式会社秋田銀行
- （17） 株式会社北都銀行
- （18） 株式会社山形銀行
- （19） 株式会社荘内銀行

- (20) 株式会社きらやか銀行
- (21) 株式会社東邦銀行
- (22) 株式会社七十七銀行
- (23) 株式会社常陽銀行
- (24) 株式会社筑波銀行
- (25) 株式会社福島銀行
- (26) 株式会社大東銀行
- (27) 株式会社千葉銀行
- (28) 株式会社千葉興業銀行
- (29) 株式会社京葉銀行
- (30) 株式会社横浜銀行
- (31) 株式会社北陸銀行
- (32) 株式会社百五銀行
- (33) 株式会社三十三銀行
- (34) 株式会社あいち銀行
- (35) 株式会社滋賀銀行
- (36) 株式会社山口銀行
- (37) 株式会社伊予銀行
- (38) 株式会社愛媛銀行
- (39) 株式会社四国銀行
- (40) 株式会社高知銀行
- (41) 株式会社福岡銀行
- (42) 株式会社西日本シティ銀行
- (43) 株式会社福岡中央銀行
- (44) 株式会社佐賀銀行
- (45) 株式会社佐賀共栄銀行
- (46) 株式会社肥後銀行
- (47) 株式会社熊本銀行
- (48) 株式会社南日本銀行
- (49) 株式会社長崎銀行
- (50) 株式会社大分銀行
- (51) 青い森信用金庫
- (52) 宮古信用金庫
- (53) 盛岡信用金庫
- (54) 一関信用金庫
- (55) 鶴岡信用金庫
- (56) ひまわり信用金庫
- (57) あぶくま信用金庫
- (58) かながわ信用金庫
- (59) 高知信用金庫
- (60) 幡多信用金庫

3 会員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

（加入）

第10条 本協会の会員になろうとする者は、氏名又は名称、住所及び引き受けようとする出資口数を記載した加入申込書に次に掲げる書類を添付して本協会に提出しなければならない。

- （1） 第2条第2項第1号、第2号、第4号又は第6号から第8号までに掲げる者にあつては、その者に該当することを証する書面
- （2） 漁業又は水産加工業を営む者にあつては、その営む漁業又は水産加工業の概要を記載した書面
- （3） 地方公共団体以外の法人にあつては、定款並びに代表者の住所及び氏名を記載した書面
- （4） 水産業協同組合にあつては、加入について総会又は総代会の議決を経たことを証する書面
- （5） 地方公共団体にあつては、加入についてその議会の議決を経たことを証する書面
- （6） 法人でない団体にあつては、代表者及び代表権の範囲、団体の目的、団体の意思決定の機関及びその方法、団体の構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項並びに団体の会費の徴収方法を定めた規約並びに代表者の住所及び氏名を記載した書面
- （7） その他本協会が必要と認める書面

2 本協会は、前項の申込みを受けこれを承諾したときは、その旨を申込者に通知し、出資の払込みをさせた後会員名簿に記載するものとする。

3 出資口数を増加しようとする会員については、前2項の規定を準用する。ただし、第1項の添付書類は必要としない。

（持分の譲渡）

第11条 会員は、本協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとする場合には、前条第1項及び第2項の規定を準用する。ただし、同条第2項の出資の払込みをさせない。

3 死亡した会員の相続人（相続人が数人あるときは、その同意をもって選定された1人の相続人）で会員たる資格を有する者が本協会に対し、相続開始の時から30日以内に加入の申出をし、本協会がこれを承諾したときは、相続開始の時に会員になったものとみなす。この場合には、相続人たる会員は、被相続人の持分についてその権利義務を承継する。

（加入承諾等の停止）

第12条 本協会は、前条第3項の規定による加入の場合を除き、総会の会日の2週間前から総会の終了するまでの間は、加入承諾及び持分の譲渡の承認をしないものとする。

（届出）

第13条 会員は、その資格を失ったとき、又は次の事項について変更が生じたときは、直ちにその旨を本協会に届け出なければならない。

- （1） 氏名若しくは名称又は住所

- (2) 地方公共団体以外の法人又は団体にあつては、定款若しくは規約又は代表者の住所若しくは氏名

(脱退)

第14条 会員は、次の事由によって脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 死亡又は解散
- (3) 破産手続開始の決定
- (4) 除名

2 会員は、6月前までに本協会に予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。ただし、法第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(除名)

第15条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経てこれを除名することができる。この場合には、本協会は、その総会の会日の10日前までにその会員に対してその旨を通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 出資の払込みその他本協会に対する義務の履行を怠つたとき。
- (2) 本協会の事業を妨げる行為をしたとき。
- (3) 法令又は本協会の定款、業務方法書若しくは規約に違反し、その他本協会の信用を失わせる行為をしたとき。

2 除名を決議したときは、その理由を明らかにした書面をもって、これをその会員に通知しなければならない。

(脱退者に対する出資の払戻し)

第16条 会員が脱退した場合において、その者はその出資額の全部又は一部の払戻しを請求することができる。ただし、脱退の時（第4項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになった時）から2年以上を経過した場合には、この限りでない。

2 前項の請求があつたときは、本協会は、その者が脱退した日（第4項の規定により払戻しを停止されたときは、払戻しを請求することができるようになった日。以下本条において同じ。）の属する事業年度の終わりにおいて、その出資額に相当する金額を払い戻すものとする。ただし、当該事業年度の終わりにおいて、出資の総額に相当する財産が出資の総額より減少したときは、各会員の出資額に応じて減額して算定した金額を払い戻すものとする。

3 除名によって会員が脱退した場合には、前項の規定により払い戻すべき金額の10分の7に相当する金額を払い戻すものとする。

4 会員の脱退の際本協会が当該会員（当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この項において同じ。）の債務を保証しているとき又は当該会員に代わって債務を弁済したことにより取得した求償権を有しているときは、本協会は、その債務につきその債務者に代わって弁済しないことが明らかになるまで、又は当該求償権に係る債務が完済されるまでは、その脱退した者に対し前2項の払戻しを停止するものとする。

5 本協会は、前項の規定により払戻しを停止した場合においてその停止を解いたときは、速や

かに、その者に対してその旨を通知するものとする。

（出資口数の減少）

第１７条 会員は、その事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると理事会が認めた場合は、その出資の口数を減少することができる。ただし、その会員が本協会に加入した時（本協会が成立した時から会員である者については、その時）から１年を経過していないときは、この限りでない。

２ 会員がその出資口数を減少したときは、第１４条第２項並びに前条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定を準用する。

第３章 出資及び積立金

（会員の出資）

第１８条 会員は、出資１口以上を有しなければならない。

（出資の払込）

第１９条 出資１口の金額は、金５万円とし、現金をもって、全額を一時に払い込むものとする。

（過怠金の徴収）

第２０条 会員が出資の払込みを怠ったときは、払込予定金額に対し払込期日の翌日から払込完了の日までの日数に応じ、当該金額につき年１４．５パーセントの割合により計算した額の過怠金を徴収するものとする。

（職員退職給付引当金）

第２１条 本協会は、職員退職給付支給規程の定めるところにより、毎事業年度職員退職給付引当金を積み立てるものとする。

２ 職員退職給付支給規程は、理事会が定める。

第４章 役職員

（役員の数）

第２２条 本協会に、役員として理事２１人、監事１１人を置く。

（役員の選任）

第２３条 理事の定数のうち１３人以上及び監事は、次に掲げる者のうちから総会で選任する。

（１） 会員たる漁業協同組合、漁業生産組合若しくは水産加工業協同組合の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員）若しくは組合員（准組合員を除き、法人にあってはその代表者とする。）又は会員たる漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合連合会の理事（経営管理委員を置く漁業協同組合連合会にあっては、理事又は経営管理委員）

- (2) 会員たる法人若しくは団体（水産業協同組合及び地方公共団体を除く。）の代表者又は会員たる個人
- (3) 会員たる地方公共団体の長又はその補助機関たる職員
- 2 理事の定数のうち8人以内及び監事は、金融に関する学識経験を有する者を総会の議決によって委嘱する。
- 3 前2項に規定するもののほか、役員の選任及び委嘱については、附属書役員選任規程の定めるところによる。

（理事長等の職務）

- 第24条 理事のうち1人を理事長、3人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において互選する。ただし、理事長が前条第1項により選任された理事である場合は、理事のうち1人を常務理事とすることができることとし、理事会において互選する。
- 2 理事長は、本協会を代表し、理事会の決定に従って本協会の業務を総理する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐して本協会の業務を掌理し、理事長に事故あるときは、理事会において予め互選により定めた順位に従いその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して本協会の事務を掌理し、理事長及び副理事長に事故あるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときにはその職務を行う。
 - 5 常務理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して本協会の事務を掌理し、理事長、副理事長及び専務理事に事故あるときはその職務を代理し、理事長、副理事長及び専務理事が欠員の時にはその職務を行う。
 - 6 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事以外の理事は、理事会において予め互選により定めた順位に従い、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事が欠員のときにはその職務を行う。

（理事会）

- 第25条 本協会の業務の運営は、業務方法書によるほか、理事会においてこれを決する。
- 2 理事会において付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 業務の運営に関する基本方針の決定に関する事項
 - (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - (3) 行政庁による検査、監事及び公認会計士又は監査法人による監査の結果に関する事項
 - (4) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項
 - 3 理事会は、必要に応じ、理事長が招集する。
 - 4 理事の総数の3分の1以上又は監事から、会議の目的を示して請求のあったときには、理事長は遅滞なく、理事会を招集しなければならない。
 - 5 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもってこれを決し、可否同数であるときは、理事長がこれを決める。
 - 6 理事長は、理事会の議長となる。
 - 7 理事会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載し、又は記録した議事録を作成し、議長及び議長の指名した理事2名以上がこれに署名若しくは記名押印し、又は電子署

名をするものとする。

（監事の職務）

第26条 監事は、少なくとも毎事業年度2回本協会の財産及び業務執行の状況を監査しなければならない。

2 監事は、前項の監査の結果につき理事会に報告し意見を述べなければならない。

3 監査についての細則は、監事が定める。

（役員の任期）

第27条 役員の任期は、3年とし、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

2 法第34条の規定による役員の解任の請求、法第67条第2項の規定による理事若しくは監事全員の解任又は理事若しくは監事全員の辞職によって就任した理事又は監事の任期は3年とし、就任の日から起算する。

3 補欠選任（定数の増加に伴う場合の補充選任を含む）又は法第34条第2項ただし書の規定による解任の請求、法第67条第2項の規定による役員の一部の解任若しくは辞任又は第27条の2の規定に基づく失職に係る定員の補充によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事の全員が解任、辞任又は任期満了により退任した場合は、退任した理事又は監事は後任の理事又は監事が就任するまでは、なおその職務を行う。

（役員の失職）

第27条の2 第23条第1項の規定により選任されて就任した役員が同項各号に掲げる者に該当しないこととなったときは、当該役員はその職を失う。

（役員報酬等）

第28条 役員の報酬その他の給与は、総会の議決によって定める。

（役員の忠実義務）

第29条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、業務方法書、規約及び総会の決議を尊重し、本協会のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 役員がその任務を怠ったときは、その役員は、本協会に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

3 役員がその職務を行うに当たって悪意又は重大な過失があったときは、その役員は、第三者に対して連帯して損害賠償の責めに任じなければならない。

（参事及び会計主任）

第30条 本協会は参事及び会計主任各1人を置くことができる。

2 参事及び会計主任の職務は理事が定める。

第5章 総会

（総会の招集）

第31条 理事長は、毎事業年度1回6月に通常総会を招集する。

2 理事長は、次の場合に臨時総会を招集する。

（1） 理事長が必要と認めたとき。

（2） 会員が総会員の5分の1以上又はその出資の合計額が出資総額の5分の1以上となる会員の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して総会の招集を請求したとき。

（3） 会員が総会員の5分の1以上又はその出資の合計額が出資総額の5分の1以上となる会員の連署をもって役員解任を請求したとき。

3 前項第2号又は第3号の場合には、理事長は、請求のあった日から20日以内に総会招集の手続をとらなければならない。

4 監事は、次の場合に臨時総会を招集する。

（1） 理事長の職務を行う者がいないとき及び理事長が第2項第2号又は第3号の請求があっても正当な理由がないのに招集の手続をとらないとき。

（2） 監事が財産の状況又は業務の執行について不整の点があることを発見した場合において、これを総会に報告するため必要と認めたとき。

（総会の議決）

第32条 総会は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の2分の1以上となる会員が出席しなければ、議事を開いて議決することができない。

2 前項に規定する会員の出席がないときは、本協会は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、同項の規定にかかわらず、総会員の3分の1以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の3分の1以上となる会員の出席をもって議事を開き議決することができる。ただし、次条各号に掲げる事項についてはこの限りでない。

（総会の議決事項）

第33条 総会では、予め通知した事項に限って議決するものとする。ただし次の事項を除くほか緊急に実施する必要のある事項についてはこの限りでない。

（1） 定款の変更

（2） 業務方法書の変更

（3） 解散又は合併

（4） 会員の除名

（5） 事業の全部の譲渡

（総会の議長）

第34条 総会の議長は、総会に出席した会員（地方公共団体にあつては、その長又はこれを代理する補助機関たる職員、その他の法人若しくは団体にあつては、その代表者）のうちから会員が選任する。

（書面又は代理人による議決）

第３５条 会員は、予め通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行うことができる。

２ 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

３ 第１項の規定により書面をもって議決権を行使する場合において、その書面が総会の開会までに本協会に到達しないときは、無効とする。

４ 代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならない。

（議事録の作成）

第３６条 総会の議事については、議事の経過の概要及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名し、又は記名押印するものとする。

第６章 支所運営委員会

（設置）

第３７条 本協会に、支所の適切な運営を図るため理事会の諮問機関として支所運営委員会を設置することができる。

（運営委員）

第３８条 運営委員は、所属する会員及び金融に関する学識経験を有する者から理事長が委嘱する。

（支所運営委員会規程）

第３９条 前２条のほか、本委員会に必要な事項は、理事会が別に定める規程によるものとする。

第７章 事業の執行及び会計

（事業年度）

第４０条 本協会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（業務の方法）

第４１条 次の事項は、業務方法書の定めるところによる。

（１） 被保証人の資格及び保証に係る借入資金（手形の割引に係る保証にあつては、当該手形の割引により融通を受ける資金をいい、第２条第１項第２号に掲げる保証にあつては、株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が貸し付ける資金をいう。第５号において同じ。）の種類

（２） 保証の範囲

（３） １被保証人についての保証の金額の最高限度

（４） 保証の金額の合計額の最高限度

（５） 保証に係る借入資金の借入れの期間（手形の割引に係る保証にあつては、手形の割引を

受けた時から当該手形の満期までの期間）の最高限度

- (6) 保証料に関する事項その他被保証人の守るべき条件に関する事項
- (7) 保証の申込み及び承諾並びに保証契約の締結に関する事項
- (8) 保証債務の弁済の事由、弁済の時期その他保証債務の弁済に関する事項
- (9) 保証契約の変更に関する事項
- (10) 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成１４年法律第１２８号）第１２条第１項第７号に規定する保証保険の付保に関する事項
- (11) 求償権の償却に関する事項
- (12) 違約金に関する事項
- (13) 委託業務に関する準則
- (14) 保証債務の弁済に充てるための基金及び法第４３条の２第１項の資金の管理方法
- (15) 法第４３条の３第１項の金銭の管理方法
- (16) 供給する資金の利率、期限その他の資金供給の条件
- (17) 前号に掲げるもののほか、資金供給契約に関する事項

（経理の区分）

第４２条 本協会は、次の業務ごとに区分して経理するものとする。

- (１) 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務
- (２) 沿岸漁業改善資金に係る債務の保証の業務
- (３) 第２条第１項第１号ハに掲げる資金に係る債務の保証及び第２号に掲げる債務の保証の業務
- (４) 第２条第１項第３号に掲げる資金の供給の業務

（剰余金の処分）

第４３条 本協会は、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる業務に係る毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てるものとする。

- ２ 前項の準備金は、第２条第１項第１号及び第２号に掲げる業務に係る損失のてん補に充て、又は保証債務の弁済に充てるための基金に繰り入れることができる。
- ３ 第１項の準備金は、前項の場合を除いては、これを取り崩してはならない。
- ４ 本協会は、第２条第１項第３号に掲げる業務に関し、剰余金が生じた場合には、翌事業年度に繰り越すものとする。

（欠損のてん補）

第４４条 第２条第１項第１号及び第２号に掲げる業務に関する経理において決算上の不足金を生じたときは、前条第１項の準備金を取り崩してこれに充て、なお不足があるときは、同条第２項の規定による繰入金を取り崩してこれに充てることができる。

- ２ 第２条第１項第１号及び第２号に掲げる業務に関する経理において前事業年度から繰り越された不足金があるときは、前項の繰入金を取り崩してこれに充てることができる。
- ３ 前２項の場合において、なお不足するときは翌事業年度に繰り越すものとする。
- ４ 第２条第１項第３号に掲げる業務に関し、不足金が生じた場合には、前条第４項の繰越金を

【２－１ 定款（令和７年７月１４日一部改正）】

もってこれに充て、なお不足するときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

附 則

- 1 この定款は、合併の登記の日から施行する。
- 2 設立時の役員の任期は、第２７条の規定にかかわらず、合併の登記の日から設立後最初に開催される通常総会の日までとする。
- 3 第４０条の規定にかかわらず、設立当初の事業年度は、合併の登記の日から平成３０年３月３１日とする。
- 4 なぎさ信用漁業協同組合連合会の合併の効力が生じるまでの間、第９条第２項第９号中「なぎさ信用漁業協同組合連合会」とあるのは、「兵庫県信用漁業協同組合連合会及び和歌山県信用漁業協同組合連合会」と読み替えるものとする。

附 則（平成３１年３月１９日 金監督第６４３号、農林水産省指令３０水漁第１３８３号）

- 1 この定款は、主務大臣の認可のあった日（平成３１年３月１９日）から施行し、平成３１年４月１日から適用する。
- 2 増員により選任された役員の任期は、第２７条の規定にかかわらず、合併登記の日から平成３２年６月３０日までとする。

附 則（令和２年９月１８日 金監督第２０６３号、農林水産省指令２水漁第６１８号）

- 1 この定款は、主務大臣の認可のあった日（令和２年９月１８日）から施行し、令和２年１０月１日から適用する。
- 2 増員により選任された役員の任期は、第２７条の規定にかかわらず、合併の登記の日から令和５年６月３０日までとする。

附 則（令和３年８月１７日 金監督第１８１７号、農林水産省指令３水漁第６７８号）

- 1 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和３年８月１７日）から施行する。
- 2 変更後の定款第２２条、第２３条第１項及び第２項、第２４条第１項の規定は、令和５年７月１日から施行する。

附 則（令和４年８月９日 金監督第２０２８号、農林水産省指令４水漁第５９１号）

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和４年８月９日）から施行する。

附 則（令和５年７月２４日 金監督第１９６７号、農林水産省指令５水漁第５０４号）

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和５年７月２４日）から施行する。

附 則（令和７年７月１４日 金監督第２１４５号、農林水産省指令７水漁第５９９号－１）

この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（令和７年７月１４日）から施行する。

(附属書)
役員選任規程

(候補者とすることができない者)

第1条 次に掲げる者は、役員の候補者とすることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(選任の期日)

第2条 役員の任期満了による選任は、役員の任期が終わる日の2ヵ月前の日以後に行う。

(選任の方法)

第3条 役員は、総会の議決によつて選任する。

- 2 理事長は、役員の選任を行う総会の召集通知に、選任する理事又は監事の数を示さなければならない。
- 3 第1項の議決は、総会員の半数以上で、かつ、その出資の合計額が出資総額の2分の1以上となる会員が出席しなければ行うことができない。

(選任に関する議案)

第4条 役員の選任に関する議案は、理事長がこれを総会に提出する。

- 2 理事長は、役員の選任に関する議案を総会に提出するには、協会が別に定める区分によりこの協会の会員を代表するものとして選ばれた者をもつて構成する推薦会議において推薦された者につき議案を作成していなければならない。
- 3 推薦会議は、前項の規定により推薦する者を総会の会日の8日前までに決定しなければならない。
- 4 推薦会議は、第2項の規定により、推薦する者を決定したときは、その推薦する者の住所、氏名及び理事又は監事の別を直ちに理事長に報告しなければならない。
- 5 理事長は、前項の規定により報告のあつた事項を総会の会日の7日前までに公告しなければならない。
- 6 2人以上の役員を選任する場合においては、役員に推薦された者につき、理事に推薦された者と監事に推薦された者とを区分するときを除き、区分して議案を作成してはならない。

(推薦候補者の承諾)

第5条 推薦会議は、前条第2項の規定により役員の候補者を推薦しようとするときは、あらかじめ、その者の承諾を得ておかななければならない。

(通知及び公告並びに役員の就任)

第6条 役員の選任に関する議案が総会において可決されたときは、理事長は、直ちに役員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその旨を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名並びに理事又は監事の別を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があつた時に役員に就任するものとする。ただし、公告のときが現任役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

（補欠の選任）

第7条 役員中欠員が生じた場合において、その欠員数が理事又は監事の定数の2分の1以上となつたとき又は理事会が必要と認めるときは、補欠選任を行わなければならない。

2 前項の補欠選任は、役員の任期満了日の4ヵ月以内においては行わない。

3 第1項の場合には、前条までの規定を準用する。

（委嘱理事及び監事）

第8条 定款第23条第2項の規定による理事及び監事の委嘱については、前各条の規定による役員の選任の方法に準じて行うものとする。